

リサイクルステーション

- ◇と き 6月1日(日) 午前9時～11時(時間厳守)(時間外の物は、お受け取りできません)
- ◇と ころ 市役所駐車場(雨天の場合、市役所正面玄関前にて実施)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。
- ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折込チラシ ④段ボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除く)(金・銀ばくでコーティングされたものは、可燃物に出してください) ⑥牛乳パック(内側にアルミはくがついている物は回収しません)(きれいに洗い、切り開いてお持ちください) ⑦使用済み食用油[事業所などは、酒井商店(可児市鳩吹台)TEL65-3211へ] ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません)

※古着は、①東南アジアへ衣料品として輸出 ②工場のぞうきんとして利用 ③綿の原料 としてリサイクルされているため、回収する物を限らせていただきます。

※各自で必ず分別してきてください。

相談

10日前、突然若い男の人が訪れ、「家が老朽化しているから地震に耐え

高齡者を狙った悪質商法の一つとして、自宅に突然訪問し、点検と称して、高額な補修工事を強引にさせるというトラブルがあります。最近の特徴としては、「断っているにもかかわらず、その日に工事をしてしまう」ことが、「クーリング・オフをしたのに、それを撤回させられてしまう」など、非常に強引な内容となっています。

今後、こうしたトラブルは増加してくるものと思われます。そこで、被害を未然に防止するために情報提供しますので参考にしてください。

高齡者を狙った 超強引な 補修工事の勧誘にご用心!

消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111



「床下が湿っていて柱が腐っている。早く除湿剤をまいて柱を頑丈な金具で補強しておかないといけない。今すぐに工事をしないとだめだ」と、有無を言わずに強引に工事に取いかかってしまいました。後から値段を聞くと190万円と非常に高額で、「工事はしたんだから払ってもらわないと困る」と言われ、銀行から預金をおろしてその日に支払いました。

数日後別の業者が訪れ、「当社であれば半額でできる。今ならクーリング・オフで無条件に解約できる。書面で解約通知を出すようにと教えてもらい書面を出しました。すると、先の業者は、「別業者からの働きかけで解約を申し出られても困る」とクーリング・オフを一切認めませんでした。

やむを得ず契約を履行することにしたら、今度は別の業者が「解約できるのになぜ履行するのか」と怒るのですが、どうしたらいいでしょうか。

処理

クーリング・オフ制度は書面を発信したときに効果が生じ、契約は確かに解除されています。

相談者は、業者が「解約の動機が他業者の介入であるので解約できない」と強行だったため、後々のトラブルを恐れてクーリング・オフを撤回して契約を履行すると答えたようですが、一度解除された契約を履行する

には、もう一度契約書を交わさなければなりません。今回の場合、書面を再交付されていないことから、この契約はクーリング・オフで解除されていることを伝えました。

また、同業者間で契約の争奪戦が激しくなってきたので、親切を装った新たな勧誘にも用心するよう伝えました。

※問題点

- ・クーリング・オフ制度を妨害する違法行為があること。
- ・同業者間で契約の争奪が横行して、トラブルを複雑化させていること。
- ・補修箇所が床下や屋根であるため補修内容を確認しにくいこと。
- ・契約を結ばせるとすぐに工事に取リかかるなど、有無を言わず強引なこと。

消費者への

アドバイス

- ・不意打ちの訪問販売には、契約書面を受け取ってから8日間以内ならばクーリング・オフで無条件解除できます。
- ・困ったとき、すぐに相談できる人や相談窓口を事前に見つけておきましょう。
- ・「解約してあげる」などと親切を装って新たな契約を勧められる場合があるので用心しましょう。